

国際人権規約 A-13 条 2 (b) (c) の留保撤回を歓迎
～公教育の無償化に向けた施策の拡充を要請～

公教育計画学会

外務省は告示第 318 号において、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約；以下、国際人権 A 規約と略) の A-13 条 2 (b) (c) に関する留保撤回について下記内容を掲載しました。公教育の無償化に向けた研究並びに要請をこれまで行ってきた公教育計画学会は、留保撤回を歓迎し、公教育の無償化に向けた具体的な施策の更なる拡充を要請します。あわせて、留保されている国際的な人権規約を留保撤回し、締結した場合にあっても、国内法の整備が伴っていない場合には早急に改善することを要請します。

外務省告示第 318 号

日本国政府は、昭和 41 年 12 月 16 日にニューヨークで作成された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の批准書を寄託した際に、同規約第 13 条 2(b)及び(c)の規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束されない権利を留保していたところ、同留保を撤回する旨を平成 24 年 9 月 11 日に国際連合事務総長に通告した。

よって、日本国は、平成 24 年 9 月 11 日より、これらの規定の適用に当たり、これらの規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束される。

平成 24 年 9 月 24 日 外務大臣 玄葉光一郎

1979 年の国際人権 A 規約の批准に対して、当時の自民党政権はかたくなに中等教育、高等教育の漸進的な無償化条項を拒み、世界でマダガスカルと日本のみが留保する事態となっていました。この留保解除の直接的な要因は、高校授業料の無償化の導入でした。経済協力開発機構加盟 30 か国中授業料を徴集しているのは、日本を含めて 4 か国であり、国際的にみれば、高校の授業料無償化は最低限の漸進的措置でした。

このような中で公教育計画学会は、高校授業料の無償化に向けて声明を行う等、折々現状の打破に向けた取り組みを行ってきたところ、2012 年 2 月に、武正公一代議士への国会答弁で、玄葉光一郎外務大臣は、事務局に留保解除の方向で調整することの指示を出したことを明らかにしました。そして、9 月 11 日の定例閣議で決定し、直ちに国連事務総長に通告し、これによって、「無償教育の漸進的な導入により」という国際人権規約の条文が、国内の教育政策・法制を拘束することになりました。

今回、高校授業料の無償化を契機として、長年の願いであった国際人権規約 A-13 条 2 (b) (c) 項目の留保が撤回されたことは、(a) 項に規定されている義務制諸学校での無償化

に反して実施されている学校徴収金の解消に向けても大きな前進となりますし、(b) 項の高校においても授業料以外の学校徴収金は多大の負担となっている状況の抜本的な解消のための根拠にもなります。さらに、高校授業料の補填から非徴収という「無償教育の導入」(子どもの権利条約第 28 条 1 項 (b)) の段階に来ていることも意味しています。朝鮮学校(高級部)等の各種学校あるいは、職業能力開発促進法に基づく施設等への授業料無償化の非適用や標準修業期間 36 か月を超えた生徒への切り捨ての状況を改善する足掛かりともなります。

また、(c) 項の留保撤回は、大学等の高等教育の漸進的な無償化についても具体化を迫る状況をつくりました。高等教育機関での教育費高騰により教育機会が奪われている現状の改善を図ることは喫緊の政策課題の一つです。国立大学運営費交付金及び私学助成の拡充はもとより、給付型奨学金の拡充、貸与利率の軽減、返還猶予などの施策を緊急に行うことが必要と考えます。

今回の手続きに「国会の承認を必要ない」と国が判断した根拠の一つに、この留保撤回によって国内法の整備や財源措置を伴わないとの判断があると考えます。しかし、今や社会的要請として公教育を総体的に無償化する必要性は一層高まっています。留保撤回を踏まえて、国内法の整備や財源措置を行うことで趣旨の実効性が担保されます。今回、留保撤回という歴史的な一歩を踏み出したことを歓迎するとともに、極めて重大な政策変更である点を再確認し、次のステップに向けた具体的な改善研究及び提案を、公教育計画学会は行っていきます。

2012 年 10 月 26 日